

# 消費税の評価構造に関する実証的研究

## — 3 調査をもとに —

竹西 正典<sup>1</sup>・竹西 亜古<sup>2</sup>

(<sup>1</sup>人文学部心理学研究室・<sup>2</sup>京都大学大学院人間・環境学研究科)

<sup>1,2</sup>各著者の貢献度は等しい

## The Structure of Citizens' Evaluation of the Consumption Tax: Based on Three Surveys

Masanori TAKENISHI<sup>1</sup>, Ako TAKENISHI<sup>2</sup>

<sup>1</sup>Laboratory of Psychology, Faculty of Humanities;

<sup>2</sup>Graduate School of Human and Environmental Studies, Kyoto University

**Abstract:** The study explored underlying criteria used by citizens to evaluate the consumption tax. The study consisted of three surveys. In survey 1, after mail survey method, 200 samples were asked to express opinions about the consumption tax. In survey 2, the data was opinions, complaints, and questions about the consumption tax that were brought in the consumption and livelihood center at Kochi prefecture. The data in both surveys were analyzed by KJ method. Analyses suggested that the citizens use three criteria: consumption tax evaluation, tax reformation evaluation, and affect. In survey 3, subjects answered the questionnaire involving fairness items as well as the above three criteria. Factor analysis revealed that the subjects use the same criteria as those suggested in survey 1 and 2.

**Key words:** fairness criteria, consumption tax.

### 問 題

本研究は、消費税に対する市民の評価、及び、評価構造を明らかにすることを目的とし、3度に亘る調査から構成される。3調査はいずれも、消費税が導入された1989年(平成元年)に実施された。調査1、及び2は、市民が消費税を評価する際、どのような側面に着目しているのかを明らかにするために行われた。調査1は、郵送法で実施し、自由筆記形式を用いて消費税についての意見項目を収拾し、KJ法(川喜田, 1967, 1970, 1986)によって分析した。調査2は、消費生活センターに寄せられた意見、疑問、苦情等をデータとし、KJ法を用いて分析した。調査3は、調査1、及び2の分析結果を基に質問紙を作成し、消費税に対する評価、とりわけ、公平感を明らかにすることを目的として調査を実施し、さらに、評価構造を明らかにするために、因子分析法によってデータを分析した。

## 調 査 1

## 方 法

サンプル：京都大学文学部心理学研究室卒業生より200名を無作為抽出した。

調査方法：調査票は、郵送により配布、回収し、自由筆記形式によって、消費税についての意見、感想等を記述させた。

尚、1989年8月上旬に発送し、同年9月末までに回収できたものを分析対象とした。

## 結 果

回収率：33.3% (返却数：61 未着数：17)

## 分析方法 (K J法)

1. 意見項目をステートメント文にまとめ、一文毎にカードに記入する。
2. 2人のレフェリーが、独自に、これらのカードを内容の類似度によって分類する。  
レフェリー間で不一致がみられた場合には、合議の上決定する。
3. 分類されたカテゴリーをさらに大きなカテゴリーに分類する。  
レフェリー間で不一致がみられた場合には、合議の上決定する。

## 分析結果

K J法によって、ステートメント文は、34カテゴリーに分類された (表1参照)。これらのカテゴリーは、3つの上位カテゴリーにまとめられた (表2参照)。尚、各カテゴリーの代表項目例により作成したK J法A型図解を、図1に示す。

表1：K J法による分析結果1 (調査1)

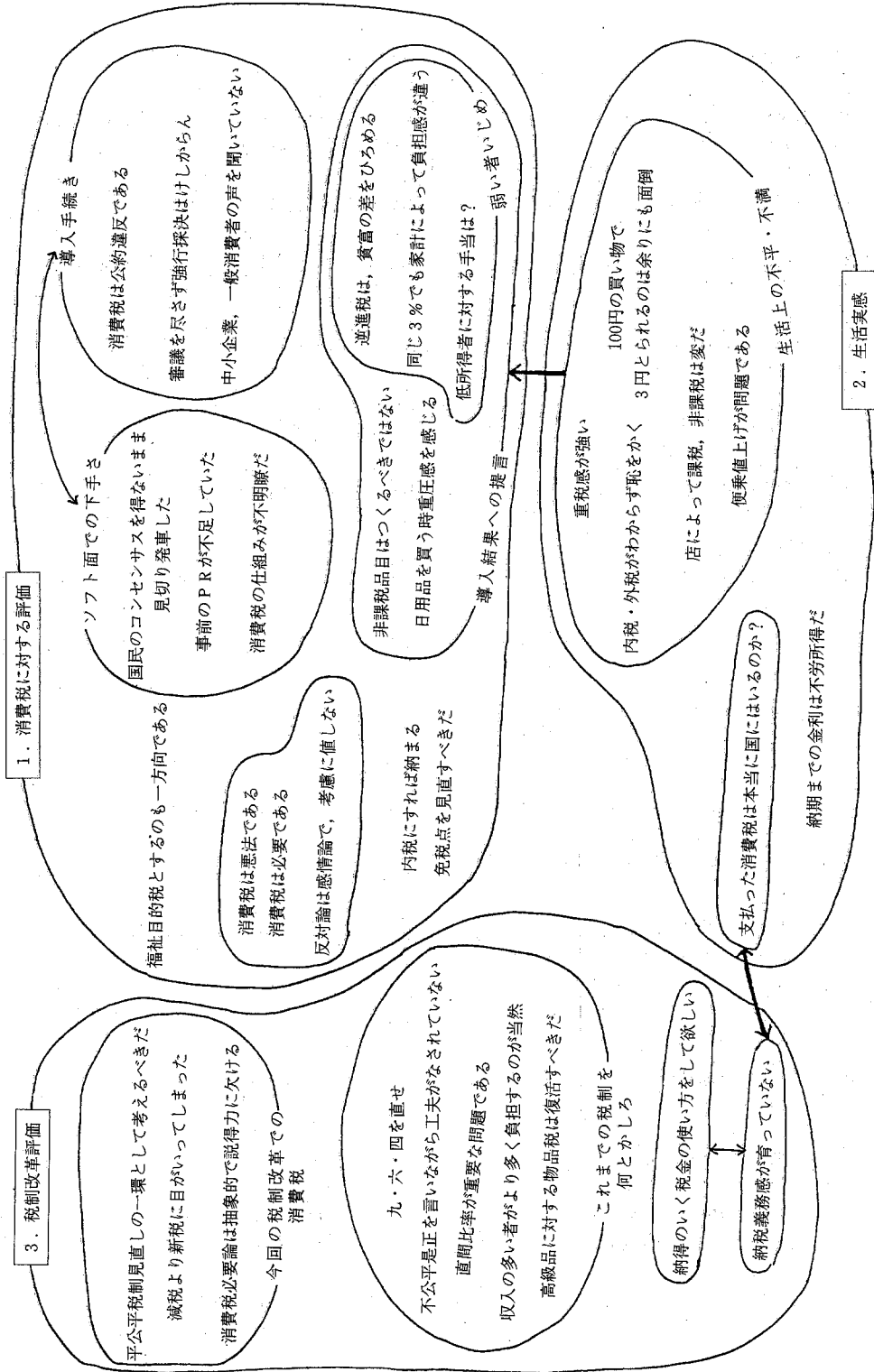
カテゴリー	項目例
1. 消費税の必要性に対する疑問	消費税必要論は抽象的で説得力に欠ける
2. 消費税のPR不足	事前のPRが不足していた
3. 既設税制の不公平は正が先決	九・六・四を直せ
4. 国会審議の不十分性	審議を尽くさず強行採決はけしからん
5. 税制の全体的見直し	不公平税制見直しの一環として考えるべきだ
6. 消費税の見直し	福祉目的税とするのも一方向である
7. 課税品目の再検討	非課税品目はつくるべきではない
8. 免税点、簡易課税制度について	免税点を見直すべきだ
9. 消費税の仕組み、用途の明示	消費税の仕組みが不明瞭だ
10. 税金の用途について	納得のいく税金の使い方をしたい
11. 外税、内税について	内税にすれば納まる
12. 直間比率について	直間比率が重要な問題である
13. 消費税賛成論	消費税は必要である
14. 消費税反対論	消費税は悪法である
15. 便乗値上げ	便乗値上げが問題である

カテゴリー	項目例
16. 公約違反	消費税は公約違反である
17. 逆進性について	逆進税は、貧富の差をひろめる
18. 消費税導入は拙速	国民のコンセンサスを得不いま見切り発車した
19. 物品税について	高級品に対する物品税は復活すべきだ
20. 税制のあり方	収入の多い者がより多く負担するのが当然
21. 不労所得について	納期までの金利は不労所得だ
22. 日用品に対する課税について	日用品を買う時重圧感を感じる
23. 消費税の税率(3%)について	同じ3%でも家計によって負担感が違う
24. 小銭の煩わしさ	100円の買い物で3円とられるのは余りにも面倒
25. 重税感	重税感が強い
26. 納税義務感の欠如	納税義務感が育っていない
27. 消費税反対論は感情論	反対論は感情論で、考慮に値しない
28. 低所得者対策	低所得者に対する手当は?
29. 支払に伴う不満感	内税・外税がわからず恥をかく
30. 課税店と非課税店の共存	店によって課税、非課税は変だ
31. 民意を反映していない	中小企業、一般消費者の声を聞いていない
32. 税制改革批判	不公平は正を言いながら工夫がなされていない
33. 納税に対する不信感	支払った消費税は本当に国にはいるのか?
34. 全体的視野の欠如	減税より新税に目がいってしまった

表2: KJ法による分析結果2 (調査1)

1. 消費税に対する評価	2. 生活実感
1. 消費税の必要性に対する疑問	15. 便乗値上げ
2. 消費税のPR不足	21. 不労所得について
4. 国会審議の不十分性	24. 小銭の煩わしさ
6. 消費税の見直し	25. 重税感
7. 課税品目の再検討	29. 支払に伴う不満感
8. 免税点、簡易課税制度について	30. 課税店と非課税店の共存
9. 消費税の仕組み、用途の明示	33. 納税に対する不信感
11. 外税、内税について	
13. 消費税賛成論	3. 税制改革評価
14. 消費税反対論	
16. 公約違反	3. 既設税制の不公平は正が先決
17. 逆進性について	5. 税制の全体的見直し
18. 消費税導入は拙速	10. 税金の用途について
22. 日用品に対する課税について	12. 直間比率について
23. 消費税の税率(3%)について	19. 物品税について
27. 消費税反対論は感情論	20. 税制のあり方
28. 低所得者対策	26. 納税義務感の欠如
31. 民意を反映していない	32. 税制改革批判
	34. 全体的視野の欠如

図1 調査1の代表項目例によるKJ法A型図解



## 調 査 2

## 方 法

データ：高知県消費生活センターに平成元年4月から6月の3カ月間に寄せられた意見、疑問、苦情等 160件。

尚、高知県における消費税に関する意見等の大多数は、同センターに寄せられているということである。

## 結 果

分析方法：調査1と同様にKJ法によって行った。

分析結果：ステートメント文は、19カテゴリーに分類された(表3参照)。これらは、さらに上位3カテゴリーにまとめられた(表4参照)。尚、各カテゴリーの代表項目例により作成したKJ法A型図解を、図2に示す。

表3：KJ法による分析結果1(調査2)

カテゴリー	項目例
1. 免税店での転嫁	免税業者が消費税をとるのはおかしい
2. 消費税の仕組みについての疑問	建て売り住宅にかかる消費税は？
3. 端数処理	1円未満の消費税は切り捨てではないのか？
4. 消費税に対する不平、不満	米を買ったら消費税をとられた
5. 便乗値上げ	600円のオムライスが700円になった
6. 導入に伴う混乱	3月分のガス代(4月支払)は課税されるか？
7. 他税との関連について	電気税と消費税、税の二重どりで？
8. 消費税誤解による問題	酒を買ったら消費税をとられた
9. サービスにかかる消費税について	銀行振込手数料に課税されるのか？
10. 弱者保護	年金生活者に3%は苦しい
11. 内税・外税	化粧品は内税か外税か？
12. 納税に対する不信感	消費税が国に納められるか心配だ
13. 新聞代値上げ批判	値上げして4月から消費税をとるのは許せない
14. 消費者側の誤解	非徴収と書いているのにとられた(見間違い)
15. 物品税への質問	自転車に物品税はかかっていたか？
16. 免税要求	1万円以下のものは非課税にして欲しい
17. 消費税反対	消費税は早く撤廃してもらいたい
18. 転嫁	有料道路の値上がり率がまちまちなのはなぜ？
19. 非課税店	「消費税非徴収」の表示は違法では？

図2 調査2の代表項目例によるKJ法A型図解

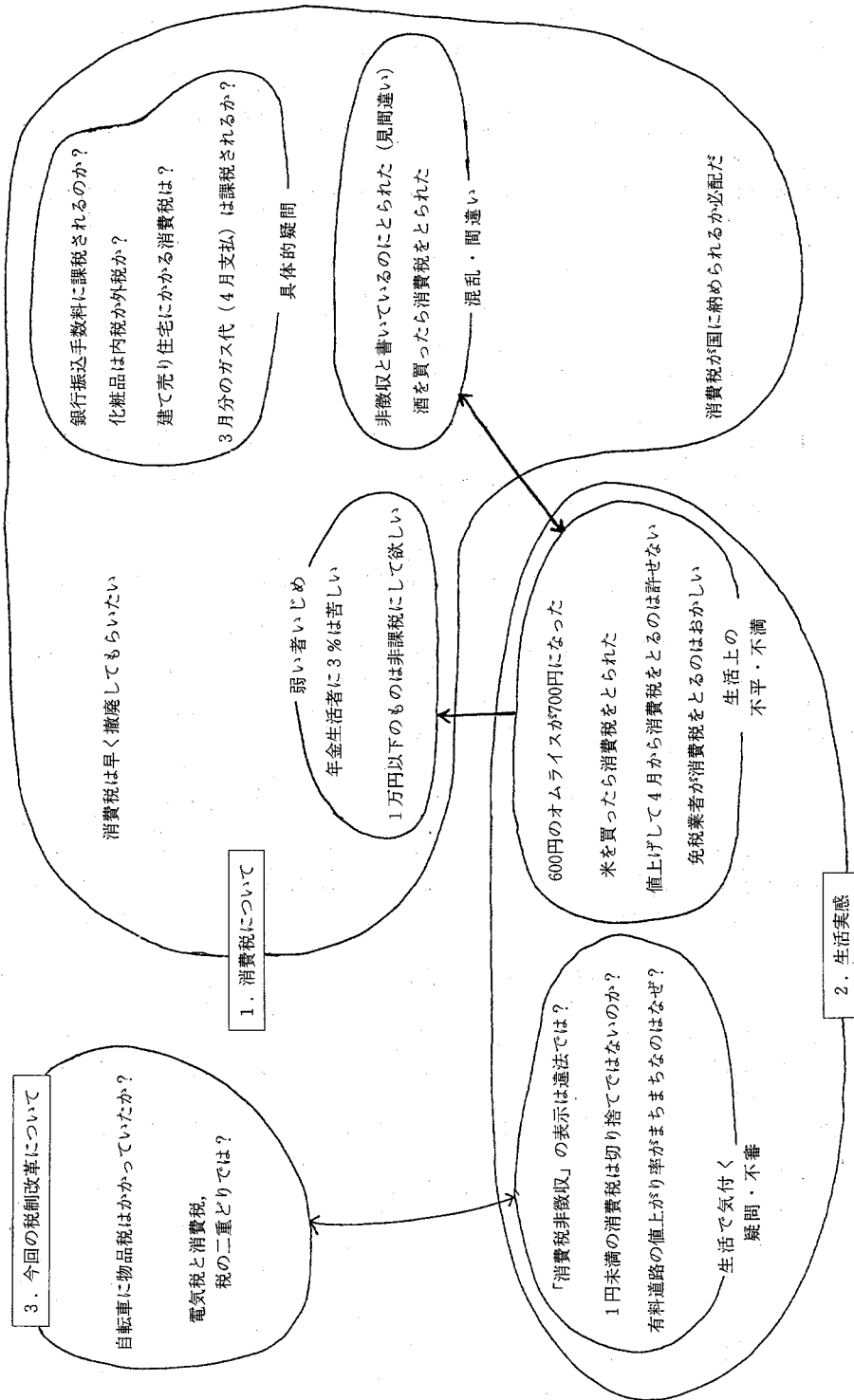


表4：KJ法による分析結果2 (調査2)

1. 消費税について	2. 生活実感
2. 消費税の仕組みについての疑問	1. 免税店での転嫁
4. 消費税に対する不平, 不満	3. 端数処理
8. 消費税誤解による問題	5. 便乗値上げ
9. サービスにかかる消費税について	6. 導入に伴う混乱
10. 弱者保護	12. 納税に対する不信感
11. 内税・外税	13. 新聞代値上げ批判
14. 消費者側の誤解	18. 転嫁
16. 免税要求	19. 非課税店
17. 消費税反対	
	3. 今回の税制改革について
	7. 他税との関連について
	15. 物品税への質問

### 調 査 3

#### 方 法

サンプル：高知大学生321名。

調査票：調査1，調査2で得られたカテゴリーを基に質問項目を選定し，さらに，消費税，及び，その導入手続きに対する公平感，満足感を加えて調査表を作成し，7件法で回答を求めた(表5参照)。

#### 結 果

各質問に対する回答者数，回答の平均値，及び，標準偏差は，表5に示されている。因子分析(主因子法，バリマックス回転)を実行し，3因子を抽出した(表6参照)。表6には，回転後の因子負荷量が示されている。0.407のカットオフ・クライテリオンを用いたところ，複数の次元にまたがるものはなかった。38尺度中，15尺度がドロップ・アウトした。第一因子は，消費税評価，第2因子は，生活実感，第3因子は，税制改革評価であると考えられる。

表5：質問項目（調査3）と評定結果

質問項目	高得点を示す 評価	N	M*	SD
1. 便乗値上げの経験	あり	321	4.94	1.34
2. 小銭の煩わしさ	煩わしい	321	5.72	1.46
3. 生活必需品課税に対する満足感	満足	321	2.20	1.70
4. 内税・外税の不統一に対する満足感	満足	321	2.60	1.29
5. 端数処理の不統一に対する満足感	満足	321	2.67	1.22
6. 課税店と非課税店の共存に対する公平感	公平	321	2.89	1.37
7. 課税店と非課税店の共存に対する満足感	満足	320	5.06	1.60
8. 免税業者の転嫁に対する満足感	満足	320	1.84	1.22
9. 国庫への納入に対する信頼感	信頼	320	3.47	1.62
10. 生活への影響	苦しくなった	321	5.18	1.05
11. 税負担感	あり	321	5.29	1.58
12. 消費税に対する納得	納得	321	2.95	1.58
13. 消費税に対する満足感	満足	321	2.22	1.18
14. 国会での審議の十分性	十分	321	1.66	0.92
15. 単独採決に対する納得	納得	321	1.69	1.10
16. 審議の過程で国民の声を聞いたか	聞いた	320	1.70	1.01
17. 消費税導入手続きに対する公平感	公平	320	1.89	1.05
18. 生活必需品課税に対する公平感	公平	320	2.46	1.49
19. 内税・外税の不統一に対する公平感	公平	321	2.66	1.07
20. 端数処理の不統一に対する公平感	公平	321	2.64	1.18
21. 免税業者の転嫁に対する公平感	公平	321	1.89	1.05
22. 消費税の逆進性に対する公平感	公平	321	1.56	0.90
23. 非課税品目の存在に対する公平感	公平	321	3.27	1.39
24. 非課税品目に対する納得	納得	321	2.77	1.43
25. 事業者が納期までに得る金利に対する納得	納得	320	2.50	1.20
26. 免税業者数	減少	320	4.13	1.47
27. 簡易課税制度選択可能業者数	減少	320	5.33	1.21
28. 国民の声の反映	反映	321	1.77	1.04
29. 消費税PRの十分性	十分	321	2.38	1.41
30. 消費税の仕組みに対する公平感	公平	321	2.07	1.26
31. 税制に対する関心	あり	321	5.12	1.36
32. 「公平な税制の構築」に対する支持	支持	321	5.17	1.55
33. 消費税導入賛成	賛成	321	2.68	1.47
34. 間接税賛成	賛成	320	3.40	1.30
35. 「直接税と間接税の適当な組み合わせ」に対する賛成	賛成	320	3.82	1.20
36. 新税導入より不公平税制見直しが先決	先決	321	5.82	1.28
37. 新税導入より税の使途見直しが先決	先決	321	5.99	1.18
38. 税制全体の抜本的見直しの必要性	必要	320	6.17	1.06

\*数値は、1から7の値をとり得る。



表6：因子分析結果 (調査3)

質問項目	因子1	因子2	因子3
13. 消費税に対する満足感	0.7847		
33. 消費税導入賛成	0.7622		
30. 消費税の仕組みに対する公平感	0.7383		
12. 消費税に対する納得	0.7284		
17. 消費税導入手続きに対する公平感	0.6792		
18. 生活必需品課税に対する公平感	0.6451		
15. 単独採決に対する納得	0.6216		
22. 消費税の逆進性に対する公平感	0.5694		
14. 国会での審議の充分性	0.5097		
28. 国民の声の反映	0.4830		
16. 審議の過程で国民の声を聞いたか	0.4372		
34. 間接税賛成	0.4306		
10. 生活への影響	0.4105		
5. 端数処理の不統一に対する満足感		0.6101	
20. 端数処理の不統一に対する公平感		0.5865	
19. 内税・外税の不統一に対する公平感		0.5602	
4. 内税・外税の不統一に対する満足感		0.5214	
25. 事業者が納期までに得る金利に対する納得		0.4387	
6. 課税店と非課税店の共存に対する公平感		0.4210	
21. 免税業者の転嫁に対する公平感		0.4072	
38. 税制全体の抜本的見直しの必要性			0.6197
37. 新税導入より税の使途見直しが先決			0.5959
36. 新税導入より不公平税制見直しが先決			0.4982
寄与率 (%)	16.79	7.94	6.43

## 考 察

調査1では、意見項目は、1. 消費税についての意見、2. 生活実感、3. 税制改革についての意見の3カテゴリーにまとめられた。カテゴリー1には、消費税に対する賛否、導入手続きについての是非などが含まれている。カテゴリー2には、消費税を支払った際の感想、負担感などが含まれている。カテゴリー3は、消費税導入を含めた当時の一連の税制改革についての意見である。

調査2では、項目は、1. 消費税に関するもの、2. 生活実感、3. 税制改革に関するものの3カテゴリーに分類された。カテゴリー1には、消費税の仕組みに関する質問、疑問などが含まれている。カテゴリー2には、課税店と非課税店の共存といった生活体験に基づく疑念などが含まれている。カテゴリー3には、物品税、電気税廃止などの一連の税制改革に関する質問が含まれている。

調査3では、質問項目は、1. 消費税評価、2. 生活実感、3. 税制改革評価の3次元に

分類された。第1次元には、消費税の仕組みや導入手続きに対する公平感、満足感が含まれている。第2次元には、実生活上での煩わしさ、負担感が含まれている。第3次元は、税制改革全般に関する評価である。

調査方法の違いから、調査1は意見、調査2は質問、調査3は評価という形をとっているが、上記の結果は、いずれも、1. 消費税に関するもの、2. 生活実感、3. 税制改革に関するものの3カテゴリーに分類される。このことは、調査方法やサンプルの違いを越えて、人々は、これら三側面から消費税を評価していることを示唆している。

当然のことながら、1の消費税に関するものがいずれの調査においても最も数が多く、また、内容も、消費税の仕組み、性格、導入手続きなど多岐にわたっている。2の生活実感は、実生活面での感想に加えて、消費税を導入して初めて明らかになった問題点、混乱などを含んでいる。3の税制改革に関するものは、人々が、税制改革の一環として消費税を捉えていることを示している。

今回の調査のデータは、消費税導入直後から数カ月後の間に得られたものである。従って、上記の評価構造は、導入直後特有のものであるかもしれないし、あるいは、比較的安定したものであるかもしれない。この点を明らかにするために、さらに、評価、及び、評価構造の変化、安定性を明らかにするために、継続的、かつ、より規模の大きな調査を実施することが望まれる。

#### 参 考 文 献

- 川喜田二郎：「発想法」 中公新書 (1967)  
川喜田二郎：「続・発想法」 中公新書 (1970)  
川喜田二郎：「K J法. 渾沌をして語らしめる」 (1986)

(平成4年9月1日受理)

(平成4年12月28日発行)